第 1 回阪神西部 下流域 WC[ 尼崎市 ] 資料- 4

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>条)</i>	資料- 4
対象 対象 行政 河川	現場	犬と課題	
尼崎市	河川下水田対策  河川川水田対策  江湖川(武雄川水系河川整備計画)  近瀬川(武雄川水系河川整備計画)  近和川(武雄川水系河川整備計画)  近和川(武雄川水系河川整備計画)  近和川(武雄川水系河川整備計画)  近和川(武雄川水系河川整備計画)  近和川(武雄川水系河川整備計画)  近和川(武雄川水系河川整備計画)  近の人口や頂虚が国電部河川の上位クラスと肩を並べる気慮川では、洪水に対する安全度の早期向上が喫茗の課題である。  進川  河川野春基本方針、河川整備計画  河川整備部本方針、河川整備計画)  (2)類別発化(武雄川水系河川整備計画)  (2)類別発化(武雄川水系河川整備計画)  (3)第水が開催(武雄川水系河川整備計画)  (3)第水が開催(武雄川水系河川整備計画)  (3)第水が開催(河川を寄行画)  (3)第水が開催(河川を寄行画)  (3)第水が開催(河川を寄行画)  (3)第水が開催(河川を寄行画)  (3)第水が開催(河川・電行画)  (3)第水が開催(河川・電行画)  (3)第水が開催(河川・電行画)  (3)第水が開催(河川・電行画)  (3)第の温水が発生)  (3)第、大田・地戸・田本市田・ビンコー・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	河川環境の影像と保全・両生  北東川(元は川環境の別変や・両生 ・成庫川では別川環境の別変や指揮するために、平成15年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、で作成している。 市部地を造れる下済部では、河川改修や高水敷の公園整備により人工改変率が高く、外来種の窓茂が見られる。 本環川底から配今地っている。 ・本男川にある股多くの機断工作物は河川改修に合わせた施温等の設置により、沢葉川映会より下流の本川で確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の週上・時下に支障をきたしている。 本別と支川や水路の合流点においては、大きな溶塞が見られる動所もあり、メダカやドジョウなどの生物移いる。 「別川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。 「図別整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。 「図別を構作際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。 「ぶるさと投づつみ回廊」の一貫として堤防の安全性に支煙のない関所に投の面木を植名、投びみ回廊を行っ取るさせ、現では、「勢しの重要を注のあるましまり、全日独立ため、一環に3年11月に乗観法に基づく景観計画」を変定した。 ・今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、台主体が連携して武庫川を輸とした素観形成に関かるがいう川別利用 ・「公園に関する多様なニーズを踏まえ、台上体が連携して武庫川を輸とした素観形成に努めていく(3)河川利用 ・「公園に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計面との調和を図りつつ、適正な河(4)水質 ・武庫川下洗浄化センターでは施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。 ・ 武庫川下洗浄化センターに振設の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取達成功が異似く兵庫の収録)(「津途防災対策の推進」H23.10.24) ・東では、住民場離について、県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュ(124.8.29 資料) ・県では、安政南海地横(18.4:Lv1)を前端に、兵庫県に到達する差大津波高を標認し、県独自の津波シミュ保24.8.29 資料) ・県では、安政南海地横(18.4:Lv1)を前端に、兵庫県に到達する差大津波高を標認している。この概定でに終でされば漫水を防ぐとかできるが、門扉が開始できなければ渡水地域が坐いる。 ・県では、安政南海地横(18.4:Lv1)を前端に、兵庫県に対策の発達。 ・東京は、安政南海地横(18.4:Lv1)を前端に、兵庫県に対策の発生が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が変化が	は、魚類等の移動の連続性 は、魚類等の移動の連続性 は、魚類等因の一つとなった。 はており、多。のではいる。のでは、 ができまれた。 ができまする。 利用利用のでいく必要がある。 利用利用のでいく必要がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 ががある。

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)

紫字:県・市が今後共同で取り組む計画



	÷+ <del>/-</del>	<del>}.</del> + <del>(2</del> -		
	対象 行政	対象 河川		
下流域ブロック2		対河 選川		
				凡例 黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画) 赤字:市計画 青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外) 紫字:県・市が今後共同で取り組む計画

1	安	1
	禾	)

	対象	対象	河川下水道対策	流域状策
	行政	河川	四川下小屋和米	716-2178
下流域ブロック2	対行	対河	河川対策 河川対策 河川対策 武庫川(武庫川水系河川整備計画) ・戦を最大洪水である昭和36年6月27日洪水を青野ダム等で洪水調節した後の河道への配分流量3,200m3/sに対して 流下能力が不足している。河口から、R東海道線構象下流までの河床網側、低水路拡幅、高水敷磨削を行う。 ・河床掘削に伴い必要となる構象の補強又は改築の方法については、標果管理者と協議、調整を行う。 ・満止煙は、周辺の地下水の利用状況等を影象し、適切に対応することを前提に撤去する。 ・ 沢下区の間における河道地域等を実施する。 ・ 沢下区の間における河道地域等を実施する。 ・ 沢可」- 5.0k(河口 - NR 東海道線構象下流)	学校、公園、ため池等での雨水籽園の取り組み (尼橋市下水車・削ビジョン、142.3) - 『見結市では、曲水は水塩の土地型と30時間(経過時間)に対する対策として、引き焼き間水浸透施設の整備を進める。 (沢田川高域総合治水増建計画) - 県および市は、自らが管理する学校、公園等の公共施設およびため池等を利用した貯価施設の整備に努めるとともに、当該貯価施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により適下な管理に契め、将来に渡る維持管理に契める。 (沢田川高域総合治水増建計画))、「東本に渡る維持管理・運動して、開水貯価の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を名で、連続対策を推進する。(武庫川水系河川整備計画)・地域社民(その地価施設の所有書)は、以下の取り最か存行。(総合治水系例) - 地域社民(この地価施設の所有書)は、以下の取り最かが開度透過機能を高める。 - これらの無証の開水貯備・浸透の取り組み - 市域 日標貯価度 - 原格市域(流風川流域)
			出来るだけ高い位置へ設置する等の先行的な浸水対策を実施する。 ・津波高を2倍と仮定した場合に浸水する恐れのある、武庫川下流浄化センターにおいて機械・電気施設が浸水しないよう、入り口などに応急的に土のうや仮設堰板等を設置する。本格的な防水壁・防水扉の整備は、中央防災会議等に	风例 黒字: 兵庫県既計画(整備計画、推進計画) 赤字: 市計画 青字: 兵庫県計画(整備計画、推進計画以外) 紫字: 県・市が今後共同で取り組む計画

1	<del></del>	`
(	쑛	1
•	$\sim$	

の報じませんでは、対している。	対象 行政	対象 河川	Control   Co	, 受対策	
,一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一	尼崎市	三豪二二章即	(武海川)成域総合治水構造計画) 水声リスクを知る他会の提供 ・思および市は、ハゲードマッグ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型調座を開催するなど、住民が水害リスクを知る場合の提供 ・思および市は、ハゲードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型調座を開催するなど、住民が水害リスクを知る場合の開発・水害リスクを知る場合の開発・水害リスクを担命シールの配像 ・思および市は、外水による環境の決壊やは水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国の事例を参考にして、住民が水害リスクを正確に関係でき、わかりやすいハザードマップに改良、場体を図ることを検討する。また、作成、配布済みの北水バザードマップに対して、適宜、土地利用等の変化等に反じて特にし、用発わずることを検討する。 ・ に向南では、浸水シミュレーションによる方法で内水ハザードマップを作成し、平成 24 年 3 月に8 戸配布済みである。(総合治水対策の取組器例) ・ 思はないガザードマップで整備してきた映像等を今後を提続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討する。また、原は内容について変質の見ましを行い、市は上は日は保理機会場のもの方法を検討する。 ・ 市はハザードマップの更新時等、住民日線の現地情報を盛り込み、内容の的確性・分かりやすさを向上させ、住民理解反の同上に買する。 ・ 思はは市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。(基本方針治水資料) ・ 増生性限は、異及び市が選供する場本による被害及び運搬に関する情報を把握するよう時か、その周知に協力する。(総合治水系列)防災の間よりまなら、大切の可能 ・ 現るよび市は、行政、住民、押の第、増々な生体の防災の担い手を育成するため、防災前・大規等に関するでできるよう。ひょうご防災リーダー活業の所が中防災に関するは前諸連を実施し、人材の可能に関める、特に、武庫川に関心が高い人材を発動し、減免に関する地域活動に主体外に関するとが開発を実施し、よりの可能の発展し、対策に関する情報を活動に対しているとの対域を関するととが変を活動し、大型が同じた場合とからには、現民・人ひとりが漫水による被害を経滅する通りな対策を関することが重要であると認識する。 ・ 自合及がよる被害及び、これに対する強切な対策に関する情報を経過するよう例める。 ・ 市は住居に、連接が時をに関する情報を通りまと、現場内で製造を装飾する。 (総合治水対策の取組手列)・東及び市が選供する被害なび運搬に両する情報を活動に乗削・実施な、通路のアンダーバス部民水が情報的では、特別・大型情報を応じまっため、同時無度を提供するとう関係を指しているのでは対すのでは対策の関すを検に関すると、現場が下が機可の活動に対し、対域のに関係を持ているが活動する検索であようの表に関するといの対策を経過すると、現場に対域に対している。 ・ また、自ら及びモドボルの選を表がし、外の活動を必要がして、対域のに対域のに対域のは、外の活動を表がし、外の活動を表がし、対域を持定しているのでは対域を持定していると思いなが対域を提供するといの状況が対域を対域を持定していると思いなが、対域を持定していると思いなが対域を経過が大型の関係を経過するといると思いなが、対域を指しているといると思いなが、対域を持定しているといると思いなが、と動物の対域を提供するといると思いなが、と動が対域を表がし、大型に関するといると思いなが、と動が対域を表がし、大型に関するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	(武庫川流球総合治水推進計画) 自助の取組の推進 県および市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が協定 避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。 た時市では製風田地を勢の一部の地区において「手づくりハゲードマップ、が作成 域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策! 県は、携帯電話のメール機能、ボームページ機能を利用して、住民に直接、気象† 加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) ・県及び市が提供する被害及び強能を選供するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水を分) ・地域住民間上が相互に連携として総合治水に賞する自主的な活動を行うよう努め 公助の取組の推進 ・市は、環接技能の運動がある。 ・市は環接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活き、 ・市は、選難経路等を個外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) (武庫川流域総合治水対推議計画) 水害に備えるまちづくりの誘導 ・水害リスクの高い地域において、運気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地 対策について検討する。 ・東路設の浸水対策 ・県は、近水による建業を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、 対策について検討する保険制度の加入促進 ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅的 ・環まび市は、水害からの早期復用を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅的 ・地域任民は、漫水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、 ・解放の発力では、非年度「加西的ない、連携を再動である、総合治水条例) 津波野が対策を通じ、生活基盤の関復に備えるよう努める。(総合治水条例) 津波野が対策を通じ、生活基盤の関復に備えるよう努める。(総合治水条例) 津波野が対策を通じ、生活基盤の関復に備えるよう努める。(総合治水条例) 津波避難対策のに、・海に展は、東波避難が、・海によるときため、・海には、運動する氏律原の対応、だめ、 ・原は、東波避難が、のが、が、かが、かが、かが、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、	。成に情に る合 用う つ り下 再、 訓2、 町 想 別字 で に こや は い に こや は が とが に こや は ず い し実 で に こや は い に で に こや は い に で に こや は い に で に こや は で に こや は い に で に こや は で に い に い に で に い に い に い に い に い に い に

- ないために必要な知識の啓発に努める。なお、
- 1る(総合治水対策の取組事例)。今後は、他地 **も検討していく。**
- 維情報等を届ける「ひょうご防災ネット」への
- るよう、地区内で住民同士が助けあう取組の
- 取り組むよう努める。
- とについて検討を進める。
- 実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。
- **書物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづ**
- 事を図るため、小学校、中学校など避難所や病 Kが生じない構造にするなど、重要施設の浸水
- 引度)」等の保険制度への加入促進に努める。
- 施する共済制度等への加入や損害保険契約等の
- **ザードマップの作成等の避難対策を促進する。**
- 架駅舎・高速道路、高層建築物等を活用した津
- 関係機関、警察、消防の参画のもと、それぞれ
- 対策内容等を踏まえ、本県の地域防災計画を

**!既計画(整備計画、推進計画)** 

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外) 紫字:県・市が今後共同で取り組む計画



	対象 行政	対象 河川	環境の保全と創造への配慮		
	1324	<i>у</i> -у ) / I	動植物の生活環境の保全・再生(武庫川水系河川整備計画) <u>河川環境の保全と再生への配慮</u> ・河川環境の保全と再生への配慮 ・河川整備に当っては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、(2) 個別事業における 河川整備実施箇所における環境 2 原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上、対策を実施する。(3) 事業の目的や内容		生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針) 以下の5点について配慮する (1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する (2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する (3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める (4) 運営・維持管理の内で生物を経典に適した環境のと経転するよう配慮する
下流域ブロック2	尼崎市	武庫川	武庫川下法部の目標	(4) 運営・銀行管理の中で生物多様性に適した取り組みを進める  具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。 生態系の多様性への配慮 ・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 種の多様性への配慮 ・野生生物の保護・保全 ・野生生物の保護・保全 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 遺伝での多様性への配慮 ・遺伝子視乱要因の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生物の移動を取出を引き、変素の排除・抑制 ・野生物の移動を取出を引き、変素の排除・抑制 ・野生動物の対策 ・野生動物の排除・抑制 ・野生動物の排除・抑制 ・野生動物の排除・抑制 ・野生動物の排除・抑制 ・野生動物の排除・抑制 ・野生動物の排除・抑制	
		蓬川	・油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。 ・わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 ・河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。 人と自然が共生する川づくり(ひょうご・人と自然の川づくり事例集) ・兵庫県では、治水、利水機能の充実に努めるだけでなく、人と自然が共生する「さわやかな県土づくり」に努めていくため、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針を平成8年5月に策定している。 ・川づくりの軸には、治水・利水、生態系、親水、水文化・景観の4つを据えており、河川整備にあたってはこれを尊重する。 4つの基本理念 ・水辺の魅力と快適さを生かした川づくり ・安全ですこやかな川づくり ・流域の個性や水文化を一体となった川づくり ・自然の豊かさを感じる川づくり ・自然の豊かさを感じる川づくり ・河川の総合的な保全と利用(整備計画未策定につき以下には堀切川を参考に記載) ・河川の超正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、現在、河川水の利用は であるが、震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮する。 ・河川流域および関連する地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと、広域的・総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の維持・改善を図る。 ・河川の水質については、今後も関係機関と連携し、水質の改善に努める。 ・今後も動植物の生息環境等についてモニタリング調査を行い、河川環境の把握に努める。 ・河川の水質や環境の維持、改善等のため、河川の流況の把握に努める。	生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針) 以下の5点について配慮する。 (1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する (2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する (3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める (4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する (5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める  具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。 生態系の多様性への配慮 ・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 種の多様性への配慮 ・野生生物の保護・保全 ・野生生物の保護・保全 ・野生生物のを動を阻害する要素の排除・抑制 遺伝子の多様性への配慮 ・遺伝子提乱要因の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制	